

判決年月日	平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成 1 8 年(行ケ) 1 0 2 3 1 号		
○ 「Web Rings」及び「ウェブリングス」の文字と青色で表した半円状の矢印二つから構成される商標が商標法 3 条 1 項 6 号，同法 4 条 1 項 1 6 号に該当するとした審決を，自他役務識別力のない商標であるとはいえないのみならず，上記文字が何らかの特定の事柄を表すようなものではないとともに，指定役務に関連する分野の関係者間に広く知られていた実情などを考慮すると，役務の質の誤認を生ずるおそれもないとして，取り消した事例			

（関連条文）商標法３条１項６号，４条１項１６号

Xは，「Web Rings」の文字と，その上下に，青色で表された半円状の矢印二つを組み合わせ，その下方に「ウェブリングス」の文字を配した構成よりなる商標（本願商標）につき，第４２類「電子計算機の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，・・・」を指定役務として商標登録出願したが，拒絶査定を受け，その不服審判でも，本件出願は登録査定できない旨の審決を受けた。そこで，Xは，審決の取消しを求めたところ，本判決は，次のとおり判示して，審決を取り消した。

１ 商標法３条１項６号該当性の判断の誤りについて

「Web Rings」及び「ウェブリングス」の文字部分が情報通信の分野において特定の意味で使用されており，青色で表した矢印部分にも自他役務識別力がないとの審決の判断について，「『Web Rings』及び『ウェブリングス』の語は，本件指定役務又はこれと関連の深い情報通信の分野において，審決のいうように，『同じ趣味や興味を持つ人のサイト（ホームページ）をリングのように繋ぎ合わせるシステム』，『趣味サイトの主催者が連帯感を強調するために同型のサイトに合流すること』といった特定の意味合

いを表すものとして、ありふれた用語でも普通名称化しているものでもないのみならず、本件全証拠によっても、上記分野との関連で自他役務識別力を有しないことを認めるに足りないから、自他役務識別力を有しない語であると断定することはできない」とし、青色で表した矢印部分については、「文字のデザイン化が盛んに行われている昨今の実情を勘案しても、矢印部分のみを取り上げて、『サイトが循環している様子を強調するために描かれたものの程度に理解されると見るのが相当である』として一定の観念を想起させるものであることを認定しながら、格別の根拠もなく、『自他役務を識別するための標識として理解されるものとは認め難い』とした審決の判断には、論理の飛躍があ」とし、「本願商標は、その構成自体から自他役務識別力を欠くものとも、商標としての機能を果たし得ないものともいえず、商標法3条1項6号にいう『需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標』であるとはいえない」と判示した。

2 商標法4条1項16号該当性の判断の誤りについて

「Web Rings」及び「ウェブリングス」の文字部分が特定の意味で使用されているため、役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるとの審決の判断について、「『Web Rings』及び『ウェブリングス』の語において、何らかの特定の事柄を表すようなものとはなっていないところ、審決時において、本願商標は、原告の提供する総合行政情報システムの業務に係る役務に使用されて、全国の地方自治体の関係者、企業の情報機器の関係者の間に広く知られていたことからすると、本願商標の構成中の『Web Rings』及び『ウェブリングス』の文字部分から、『ごく自然に「同じ趣味や興味を持つ人のサイト（ホームページ）をリングのように繋ぎ合わせるシステム」という、情報通信に関して提供される役務の特性を記述的に表した表現として認識、理解することになる』のが通常であるといえない」とし、「本件指定役務に使用したからといって、取引者・需要者において、役務の質の誤認を生ずるおそれの余地はない」と判示した。